

## 高槻市立芸術文化劇場ほか 3 施設指定要件



指定要件書の概要(高槻市立芸術文化劇場ほか3施設)

項 目	内 容						
1	施設の名称及び所在地	名 称(所在地): 高槻市立芸術文化劇場北館、南館(野見町) 高槻市立生涯学習センター(桃園町) 高槻市立総合市民交流センター(紺屋町) 高槻城公園大手地区、北エリア、中央エリア(野見町ほか)					
2	施設の概要	別紙1「施設一覧のとおり」					
3	業務の範囲	(1)文化施設及び公園の管理運営(各種案内、警備等)、維持管理(保守点検、修繕等) (2)文化施設の利用受付・許可等 (3)公園内行為(行商やイベント等)の受付・許可等 (4)駐車場の管理運営、維持管理 (5)文化芸術振興事業、生涯学習事業、公園魅力向上事業の企画実施 (6)市指定の文化事業の企画実施(市文化祭、市美術展覧会ほか) 等					
4	管理の基準	利用時間及び休館日 別紙1「施設一覧のとおり」					
5	利用料金	利用料金制( <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 ) 毎年度において、超過収益があった場合は、その収益の40%相当額を市に納付又は市と協議の上文化芸術振興事業等に還元。					
6	指定の期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)					
7	応募予定者	公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団					
8	応募の方法	指定要件書に基づく指定申請書等の提出					
9	選定の基準	別紙2「指定管理者候補者選定評価表」のとおり ※価格評価30%、サービス水準等評価70%を基準					
10	指定管理料 (単位:千円)		R8	R9	R10	R11	R12
		上限額	751,231	768,431	769,663	771,443	775,837
		<想定収支>					
		支出	971,609	1,023,509	1,024,741	1,026,671	1,030,915
		収入	220,378	255,078	255,078	255,228	255,078
		差引	751,231	768,431	769,663	771,443	775,837
		※指定管理料の積算等は別紙3のとおり					
(参考)<R7予算>		<R6決算>		<R5決算>			
支出	840,782 千円	819,818 千円	823,149 千円				
収入	242,518 千円	286,300 千円	289,048 千円				
差引	598,264 千円	533,518 千円	534,101 千円				

11	特記事項	<p>①高槻城公園芸術文化劇場北館は、高槻城公園北エリア整備工事に伴い、下記期間が休館となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年7月1日(水)～11月30日(月) 平日休館(土日祝は開館)</li> <li>・令和8年12月1日(火)～令和9年3月31日(水) 全日程休館</li> </ul> <p>②高槻城公園大手地区及び北エリア(1期エリア)は、令和8年4月1日から竣工(大手地区は令和8年12月下旬予定、北エリアは令和9年3月下旬予定)までは、施設の管理を行う必要はありません。また、令和9年3月の開園までは準備期間とします。</p> <p>③高槻城公園北エリア(2期エリア)は、開園時期が未定のため、開園した場合は管理範囲に含みますが、現時点で管理業務及び指定管理料は見込んでいません。今後、市と指定管理者で協議した上で経費を算定し、指定管理料に計上します。</p>
12	所管課	<p>市民生活環境部文化スポーツ振興課 担当:多田・藤巻 電話:674-7649</p>

## ■施設一覧

No.	施設の名称		所在地	規模		主な施設内容	開設年月	休館日	利用時間
1	高槻市立芸術文化劇場 (高槻城公園芸術文化劇場)	北館	野見町	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階、地下3階	■主な施設 中ホール(602席)、リハーサル室3室、展示室、会議室、応接室、和室2室	平成4年4月1日	月曜日、 年末年始、 その他臨時	午前9時～ 午後10時
		敷地面積		3913.66㎡					
2		南館	野見町	構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上3階 地下2階	■主な施設 大ホール(1,505席)、小ホール(205席)、大スタジオ(168席)、中スタジオ4室、小スタジオ6室、カフェ(※) ※市が公募により選定する民間事業者により都市公園法第5条による管理許可を行い、運営。 ■その他 有料駐車場(140台)	令和5年3月18日		
				敷地面積	19004.69㎡				
3	高槻市立生涯学習センター	桃園町	桃園町	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上15階地下1階塔屋2階(市役所総合センター) うち管理範囲は地上3階地下1階に位置	■主な施設 多目的ホール(308席)、リハーサル室、展示ホール、研修室、会議室3室、和室	平成6年4月1日	水曜日、 年末年始、 その他臨時	午前9時～ 午後10時
				敷地面積	17703.15㎡(市役所敷地)				
4	高槻市立総合市民交流センター (クロスパル高槻)	紺屋町	紺屋町	構造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階地下2階	■主な施設 会議室9室、遊の工房、創の工房、食の工房、音の工房、印刷室、視聴覚室、和室、多目的スタジオ、軽音楽室A・B、ギャラリーはなみずき、囲碁・将棋コーナー、イベントホール ■施設内行政機関 パスポートセンター、駅前図書コーナー、消費生活センター、男女共同参画センター、ワークサポートたかつき、青少年センター ※管理運営対象外(ただし、施設の維持管理は含む) ■その他 紺屋町自転車駐車場、高槻駅南立体駐車場 ※管理運営対象外(別途市が指定する指定管理者が運営)	平成8年4月1日	年末年始、 その他臨時	午前9時～ 午後10時
				敷地面積	2,086.55㎡				
5		中央エリア	野見町	敷地面積	19004.69㎡	■主な施設 芸術文化劇場南館	令和5年3月18日	無休	無休
6		大手地区	大手町	敷地面積	約548㎡	■主な施設 火見櫓、まちやカフェ(※) ※市が公募により選定する民間事業者により都市公園法第5条による管理許可を行い、運営予定。	令和9年3月開園(予定)	無休	無休 建物は夜間閉鎖
7	高槻城公園	北エリア	野見町	敷地面積	9704.34㎡(1期開園) 3768.75㎡(2期開園)	■1期エリア 主な施設 トイレ、東屋、レストラン(※)、公園倉庫 ※市が公募により選定する民間事業者により都市公園法第5条による設置許可を行い、運営予定。 ■1期エリア その他 駐車場30台 ■2期エリア 乾櫓、番所小屋	1期 令和9年3月開園(予定) 2期 令和9年度以降に整備及び開園(予定)	無休	無休 建物は夜間閉鎖

## &lt;評価基準&gt;

評価点	大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
5点	5	4	3	2	1

対象施設： 高槻市立芸術文化劇場  
ほか3施設

所管課： 市民生活環境部  
文化スポーツ振興課

評価項目（★は規則に定める項目）		配点
1 市民の平等な利用の確保に関すること。		10
★(1) 団体の理念、姿勢及び社会的責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確固たる経営方針を有しているか</li> <li>・ 施設の現状に対する理解及び将来展望は評価できるか</li> </ul>	5
★(2) 施設の利用者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公平な対応ができていますか</li> <li>・ 利用者に安全で快適な施設環境が提供できるか</li> </ul>	5
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理経費の縮減に関すること。		15
★(1) 類似施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化施設の運営実績があるか</li> </ul>	5
★(2) 効率的運営及び効率化への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費削減の計画が存在するか</li> <li>・ 運営の効率化に取り組んでいるか</li> </ul>	5
★(3) 指定への意欲及び熱意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定申請の理由は妥当か</li> <li>・ 指定の意欲・熱意は十分か</li> </ul>	5
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。		35
★(1) 団体の安定性及び継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の安定性及び継続性はあるか</li> </ul>	5
★(2) 団体運営の公正性及び透明性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体運営の公正性及び透明性がはかれるか</li> </ul>	5
★(3) 団体運営における法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連する法令・条例等の理解、遵守は十分か</li> </ul>	5
★(4) 情報セキュリティ対策への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハード面での情報セキュリティ対策は万全か</li> <li>・ 情報公開及び個人情報保護の体制がとられているか</li> </ul>	5
★(5) 施設管理の安全性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の安全・安心を考えた取組がなされているか</li> <li>・ 緊急時に対する備えは万全か</li> </ul>	5
★(6) 職員の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの向上につながる研修を計画し、実施しているか</li> <li>・ 防犯、防災、人権などの研修を計画し、実施しているか</li> </ul>	5
(7) その他管理に際して必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権の遵守、環境問題への取組</li> <li>・ 高齢者、障害者等就労困難層への雇用・就労支援の取組</li> <li>・ 地域経済への寄与（従業員の雇用、資材等の調達等）</li> </ul>	5
4 施設の設置の目的の寄与に関すること。		35
(1) 文化芸術振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の設置目的や市の方針を理解し、実現性のある提案がされているか（鑑賞事業）</li> <li>・ 同上（普及育成事業）</li> <li>・ 同上（交流連携事業）</li> </ul>	5
(2) 生涯学習事業	同上	5
(3) 高槻城公園魅力向上事業	同上	5
(4) 施設提供事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用料金の設定や貸館対応について、利用者が利用しやすい内容になっているか</li> </ul>	5
(5) 市指定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定事業に対する考え方、取組方針が適切に示されているか</li> </ul>	5
5 利用促進及び利用者満足度の向上に関すること。		5
(1) 利用促進及び利用者満足度向上の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報やマーケティング等について適切な企画が提案されているか</li> <li>・ 利用者のニーズ把握と実現の方策は妥当か</li> </ul>	5
合 計		100

# 別紙3 指定管理料 令和8年度～令和12年度の積算について

新エリア開園準備

開園

経常的な収支 ※R10年度以降は人件費や不定期業務による変動

## ①収入 (単位:千円)

	R6決算	R8	R9	R10	R11	R12	参考R7予算
利用料金収入	219,453	192,300	227,000	227,000	227,000	227,000	212,992
チケット収入等	66,847	28,078	28,078	28,078	28,228	28,078	29,526
計(A)	286,300	220,378	255,078	255,078	255,228	255,078	242,518
前年度比	—	▲ 65,922	+34,700	+0	+150	▲ 150	—

・南館記念公演終了など  
(▲38,770)  
・北エリア工事に伴う北館  
休館による減収  
(▲27,150)

・利用料金の平常化  
・北エリア駐車場の増収

0ピ -コンサート記念公演

## ②支出 (単位:千円)

	R6決算	R8	R9	R10	R11	R12	参考R7予算
人件費	123,697	172,265	180,914	183,234	184,955	186,786	148,736
文化事業費	80,166	49,837	49,837	49,837	49,987	49,837	50,028
管理費	615,955	749,507	792,758	791,670	791,729	794,292	642,018
計(B)	819,818	971,609	1,023,509	1,024,741	1,026,671	1,030,915	840,782
前年度比	—	+151,791	+51,900	+1,232	+1,930	+4,244	—

・組織体制見直し  
・各種経費改定等  
・北エリア管理費一部

・北エリア管理費増

人件費昇給等

人件費昇給  
0ピ -コンサート記念公演等

人件費昇給  
不定期メンテナンス等

## ③差引 (単位:千円)

	R6決算	R8	R9	R10	R11	R12	参考R7予算
差引(A-B)	▲ 533,518	▲ 751,231	▲ 768,431	▲ 769,663	▲ 771,443	▲ 775,837	▲ 598,264
指定管理料	539,135	751,231	768,431	769,663	771,443	775,837	552,749
前年度比	—	+212,096	+17,200	+1,232	+1,780	+4,394	—



# 高槻市立芸術文化劇場ほか3施設 指定管理者要件書

令和7年7月11日

高槻市文化スポーツ振興課

## 内容

〔指定管理者要件書・仕様書の構成〕 .....	3
本要件書及び仕様書（別紙含む）での用語の定義 .....	5
1 指定管理者選定の目的 .....	7
2 施設の概要 .....	8
(1) 指定管理対象施設一覧 .....	8
(2) 高槻城公園芸術文化劇場 .....	10
(3) 高槻城公園 .....	12
(4) 生涯学習センター .....	13
(5) クロスパル高槻 .....	14
3 基本的条件 .....	15
(1) 管理者として果たすべき責務 .....	15
(2) 指定予定期間 .....	15
(3) 指定管理者と市の責任分担について .....	16
(4) 保険加入 .....	16
(5) 提案内容等の遵守 .....	16
4 業務の範囲及び内容 .....	17
(1) 管理運営方針（施設の使命） .....	17
(2) 指定管理者が行う業務の概要 .....	17
(3) 開館時間及び休館日等 .....	19
(4) 指定管理者に係る権限 .....	20
(5) 管理業務の処理体制 .....	21
(6) 指定管理業務を行うにあたって遵守すべき事項 .....	24
5 管理運営経費 .....	29
6 応募手続きに関する事項 .....	34
(1) スケジュール .....	34
(2) 応募にあたっての申請書類・提出部数等 .....	34
(3) 応募にあたっての留意事項 .....	35
(4) 選定方法・評価基準 .....	36
(5) 指定管理者の指定 .....	37
(6) 基本協定の締結 .....	37
(7) 評価の実施 .....	38
(8) その他 .....	38
(9) 問合せ先 .....	38

## [指定管理者要件書・仕様書の構成]

- ・ 指定要件書
- ・ 仕様書
  - 別紙 1 : リスク分担表
  - 別紙 2 : 利用料金について
  - 別紙 3 : 指定管理者候補者選定評価表 ーサービス水準等評価ー
  - 別紙 4 : 施設運営・施設維持管理等業務一覧
  - 別紙 5 : 施設調書

### 別紙 5 施設調書の内訳

項目	高槻城跡地区	生涯学習センター	クロスパル高槻
1 貸出施設一覧表	—	○	○
2 植栽管理数量一覧表	○	—	—
3 清掃対象施設一覧表	○	○	○
4 物品一覧表	○	○	○
5 参考図面集	○	○	○
6 目的外使用許可・承認 等一覧	○	—	○

・参考資料（市ホームページを参照すること）

- 参考資料 1 : 高槻市文化振興ビジョン
- 参考資料 2 : 高槻市文化振興ビジョン実施計画
- 参考資料 3 : 高槻市立芸術文化劇場条例
- 参考資料 4 : 高槻市立芸術文化劇場条例施行規則
- 参考資料 5 : 高槻市立生涯学習センター条例
- 参考資料 6 : 高槻市立生涯学習センター条例施行規則
- 参考資料 7 : 高槻市立総合市民交流センター条例
- 参考資料 8 : 高槻市立総合市民交流センター条例施行規則
- 参考資料 9 : 高槻市都市公園条例
- 参考資料 10 : 高槻市都市公園条例施行規則

・申請書類

- 指定管理者指定申請書（様式第1号の1）
- 指定管理者応募資格誓約書（様式第1号の2）
- 事業計画書（様式第2号）
- 収支計画書（様式第3号）

## 本要件書及び仕様書（別紙含む）での用語の定義

### ①高槻城跡地区

高槻城跡一帯のうち、本要件書では、指定管理者の管理範囲である、下記②高槻城公園（大手地区、北エリア、中央エリア）、③高槻城公園芸術文化劇場北館、④同南館をいう。

### ②高槻城公園

高槻城の跡地に位置する公園。歴史的景観の再現に向けて、エリアごとに再整備を実施している。

旧市民会館が位置するエリアを、高槻城公園北エリアという。

旧姉妹都市交流センターが位置するエリアを、高槻城公園大手地区という。

高槻城公園芸術文化劇場南館が位置するエリアを、高槻城公園中央エリアという。

歴史民俗資料館が位置するエリアを、南エリアという。（管理対象外）

### ③高槻城公園芸術文化劇場 北館

平成4年開館の「高槻市立芸術文化劇場北館」の愛称。

### ④高槻城公園芸術文化劇場 南館

令和5年開館の「高槻市立芸術文化劇場南館」の愛称。

③北館と併せて、本文中、「芸術文化劇場」と表記する場合がある。

### ⑤生涯学習センター

平成6年開館の「高槻市立生涯学習センター」の略称。

### ⑥クロスパル高槻

平成8年開館の「高槻市立総合市民交流センター」の愛称。

### ⑦有料施設の使用許可

高槻市立芸術文化劇場条例、高槻市立生涯学習センター条例、高槻市立総合市民交流センター条例に規定する有料施設について、当該施設を使用する者に指定管理者が許可すること。許可に伴い、指定管理者への利用料金の納付が必要となる。

### ⑧行為許可

高槻市都市公園条例第3条の規定に基づき、都市公園内で制限されている行為について、指定管理者が許可することをいう。許可に伴い、指定管理者への利用料金の納付が必要となる。

#### ※行為許可対象の種類

- ・行商（物品販売）、募金その他これらに類する行為（例：キッチンカー、物販ブース出店等）
- ・業として写真を撮影
- ・業として映画を撮影
- ・競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し又は興行（例：マルシェ、フリーマーケット、演奏会等）

⑨設置許可・管理許可

都市公園法第5条の規定に基づき、都市公園内において公園管理者（市）以外の者が自ら公園施設を設置又は管理し、運営を行うことを公園管理者（市）が許可すること。許可に伴い、公園管理者への使用料の納付が必要となる。

（例：公園内への自動販売機の設置等）

⑩占用許可

都市公園法第6条の規定に基づき、都市公園内で公園施設以外の工作物又は施設を設けて都市公園を占用することを、公園管理者（市）が許可すること。許可に伴い、公園管理者への占用料の納付が必要となる。

※主な許可対象の種類

- ・電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- ・水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- ・競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため  
設けられる仮設工作物

など

## 1 指定管理者選定の目的

高槻市では、江戸時代に北摂唯一の城郭として重要な役割を果たした高槻城跡において、歴史的な景観を再現し、当該地区の魅力を高めるため、「高槻城公園」の再整備に取り組んでいます。

令和 5 年 3 月には、同公園中央エリアに、市の文化芸術の拠点施設である「高槻城公園芸術文化劇場南館」が開館しました。多様な文化芸術にふれる機会を提供するとともに、今後、より一層のにぎわいづくりへの貢献が期待されます。また、今後、同公園においては、乾櫓を再現する北エリア、火見櫓を再現する大手地区の開園が予定されており、文化芸術や歴史を活用した、更なる活性化が期待されます。

これらの施設の使命を達成するとともに、高槻城跡地区を核としながら、市内の拠点文化施設である生涯学習センター、クロスパル高槻と一体的な運営を行うことで、市との緊密な連携による文化施策の展開や、一体的な施設の利用促進、施設管理業務等のより一層の効率化を図ることを目的に、指定管理者を選定します。

## 2 施設の概要

### (1) 指定管理対象施設一覧

#### ①概要

施設名称		運営状況等
高槻城公園芸術文化劇場	北館	一般供用
	南館	
高槻城公園	大手地区	姉妹都市交流センター跡地を整備し、令和8年度末に開園（予定）
	北エリア	1期エリア：市民会館跡地を整備し、令和8年度末に開園（予定） 2期エリア：警察署跡地を令和9年度以降に整備及び開園（開園時期未定）
	中央エリア	一般供用
生涯学習センター		一般供用
	展示館けやき	
クロスパル高槻		一般供用

②位置図



## (2) 高槻城公園芸術文化劇場

### ①北館

名 称	高槻城公園芸術文化劇場 北館 (正式名称 高槻市立芸術文化劇場 北館)	
所 在 地	高槻市野見町2番33号	
建 物 の 概 要	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上3階地下3階建て
	敷地面積	3913.66㎡
	建築面積	1757.20㎡
	延床面積	7867.27㎡
	施 設	会議室等 地下1・2階：リハーサル室3室 1階：防災センター・案内窓口、喫茶コーナー（※1） 2階：展示室 3階：会議室、応接室、和室2室 中ホール 602席 ※1 運営事業者がないため、空きスペースとなっています。待合用のロビーとして管理してください。
	設 備	電気設備、空調設備、消防設備、給排水衛生設備、ガス設備、エレベーター（4基）、舞台設備、音響設備、照明設備、映写設備、その他備品等
	附帯施設	駐輪場、駐車場 ・高槻城公園北エリア開園まで：現在の駐輪場、駐車場を使用 ・高槻城公園北エリア開園後：新設の駐輪場、駐車場を使用
	その他	敷地内の外構及び植栽
設置年月日	平成4年4月1日	
施設の現状	・市民の文化活動等の場として、広く利用されるほか、ホールを活用した公演など各種文化事業を展開している。	
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術の鑑賞、創造、普及啓発及び人材育成のための事業の企画及び実施に関すること。</li> <li>・文化芸術活動等のための施設の供与に関すること。</li> <li>・市民の文化芸術活動の推進に関すること</li> <li>・都市の魅力向上とにぎわいの創出に寄与するための事業に関すること。</li> <li>・文化芸術に係る情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>・文化芸術に係る調査及び研究に関すること。</li> <li>・その他市長が必要と認める事業</li> </ul>	

施設の利用状況 (令和6年度)	利用件数： 1, 275件 利用人数：94, 232人
--------------------	--------------------------------

## ②南館

名 称	高槻城公園芸術文化劇場 南館 (正式名称 高槻市立芸術文化劇場 南館)	
所 在 地	高槻市野見町6番8号(高槻城公園内)	
建物の概要	構 造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上3階地下2階建て
	敷地面積	19,004.69㎡
	建築面積	5,438.86㎡
	延床面積	17,273.65㎡
	施 設	ホール 大ホール(1,505席)、小ホール(205席)、大スタジオ (168席) スタジオ等 中スタジオ4室、小スタジオ6室 カフェ(※) ※市が公募により選定する民間事業者により都市公園法第5条による管理許可を行い、運営している。
	設 備	電気設備、空調設備、消防設備、給排水衛生設備、ガス設備、エレベーター(3基)、車両管制設備、舞台設備、音響設備、照明設備、映写設備、その他備品等
	附帯施設	駐輪場約300台(地上、地下1階)、駐車場140台(地下2階)
	その他	敷地内の外構及び植栽
設置年月日	令和5年3月18日	
施設の現状	北館と同じ	
事業の内容		
施設の利用状況 (令和6年度)	利用件数： 4,570件 利用人数：218,037人	

### (3) 高槻城公園

本公園のうち、大手地区、北エリア及び中央エリアを指定管理業務の対象とする。  
南エリアは、市の直営で管理運営を行う。(指定管理対象外)

名 称	高槻城公園	
所 在 地	高槻市大手町、野見町地内	
公 園 の 概 要	敷地面積	大手地区 約 548 m <sup>2</sup> 北エリア 9704.34 m <sup>2</sup> (1期開園) 3768.75 m <sup>2</sup> (2期開園) 中央エリア 19004.69 m <sup>2</sup>
	施 設	大手地区：火見橋、まちやカフェ (※1) 北エリア： 1期 トイレ、東屋、レストラン (※2) 2期 乾櫓、番所小屋 中央エリア：芸術文化劇場南館 ※1 市が公募により選定する民間事業者により都市公園法第5条による管理許可を行い、運営予定。 ※2 市が公募により選定する民間事業者により都市公園法第5条による設置許可を行い、運営予定。
	設 備	照明設備、散水設備ほか
	附帯施設	大手地区：地上駐輪場 北エリア：地上駐車場、地上駐輪場 中央エリア：地上駐輪場
設置年月日	大手地区：令和9年3月開園 (予定) 北エリア：1期 令和9年3月開園 (予定) 2期 令和9年度以降に整備及び開園 (時期未定) 中央エリア：令和5年3月18日	
施設の現状	大手地区：姉妹都市交流センター跡地。整備中。 北エリア：1期：市民会館跡地。整備中。 2期：高槻警察署用地。警察移転後に整備予定。	
事業の内容	・公園敷地の行為使用許可に関すること ・公園を活用したイベント等の企画・実施に関すること	

#### (4) 生涯学習センター

本施設は市役所総合センター内に位置するが、指定管理業務の範囲は、別紙5施設調査に示す本施設の専有部分に限る。

名 称	高槻市立生涯学習センター	
所 在 地	高槻市桃園町2番1号 市役所総合センター内	
建物の概要	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上15階地下1階塔屋2階（市役所総合センター） うち、管理範囲は地上3階（一部4階）地下1階に位置
	敷地面積	17703.15㎡（市役所本館・総合センター）※管理範囲外含む
	建築面積	8052㎡（市役所総合センター）※管理範囲外含む
	延床面積	3,242㎡（生涯学習センター管理範囲）
	施 設	学習諸室等 地下1階：リハーサル室 1階：事務所、展示ホール、控室、 文化・生涯学習情報コーナー 2階：多目的ホール（308席） 3階：研修室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、和室
	設 備	（生涯学習センターが管理）搬入用エレベーター、舞台機構・吊物設備、舞台音響設備、舞台照明設備、映写設備、その他備品等 （市役所総合センター。主に市総務課が管理）電気設備、空調設備、消防設備、給排水衛生設備、ガス設備、エレベーター（4基）
	附帯施設	市役所駐輪場（管理対象外） 桃園駐車場（管理対象外）
	その他	附属施設 展示館けやき（90㎡） 所在地：高槻市城北町二丁目1番18号 エミル高槻2階
設置年月日	平成6年4月1日	
施設の現状	市民の生涯学習活動等の場として、広く利用されるほか、学習諸室を活用した講座など生涯学習事業を展開している。	
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習に係る活動のための施設の供与に関する事。</li> <li>・生涯学習に係る講座等の開設に関する事。</li> <li>・生涯学習に係る情報の収集及び提供に関する事。</li> <li>・生涯学習に係る相談に関する事。</li> <li>・生涯学習に係る調査及び研究に関する事。</li> <li>・生涯学習に係る関係機関及び団体相互の連携の促進に関する事。</li> <li>・その他市長が必要と認める事業</li> </ul>	
施設の利用状況 (令和6年度)	利用件数： 2,914件	利用人数：79,583人

## (5) クロスパル高槻

本施設は、紺屋町自転車駐車場、高槻駅南立体駐車場との複合施設であるが、指定管理業務の範囲は、それらを除くものとして、別紙5施設調書で示す範囲とする。

名 称	高槻市立総合市民交流センター（愛称：クロスパル高槻）	
所 在 地	高槻市紺屋町1番2号	
建物の概要	構 造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階地下2階
	敷地面積	2086.55 m <sup>2</sup>
	建築面積	1447.59 m <sup>2</sup>
	延床面積	7637.12 m <sup>2</sup> （管理範囲のみ）
	施 設	<p>地下1階・2階：紺屋町自転車駐車場（※1）</p> <p>1階：事務室、パスポートセンター（※2）、駅前図書コーナー（※2）</p> <p>2階：消費生活センター（※2）、201会議室</p> <p>3階：遊の工房、創の工房、食の工房、音の工房、301～303会議室</p> <p>4階：男女共同参画センター（※2）、401～403会議室、印刷室</p> <p>5階：ワークサポートたかつき（※2）、視聴覚室、和室</p> <p>6階：青少年センター（※2）、多目的スタジオ、軽音楽室A・B</p> <p>7階：ギャラリーはなみずき、囲碁・将棋コーナー、701～702会議室</p> <p>8階：イベントホール</p> <p>9階：イベントホール控室</p> <p>高槻駅南立体駐車場（※1）</p> <p>※1 管理運営対象外（別途市が指定する指定管理業者が運営）</p> <p>※2 管理運営対象外（ただし、施設の維持管理は含む）</p>
設 備	電気設備、空調設備、消防設備、給排水衛生設備、ガス設備、エレベーター（3基）、舞台設備、音響設備、照明設備、映写設備、その他備品等	
設置年月日	平成8年6月1日	
施設の現状	総合市民交流センターは、市民の活動等の場として、広く利用されるほか、各種工房を活用した教室など交流事業を展開している。	
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民相互の交流を推進するための施設の供与、情報提供等に関すること。</li> <li>その他市長が必要と認める事業</li> </ul>	
施設の利用状況 （令和6年度）	<p>利用件数： 13, 104件</p> <p>利用人数： 203, 006人</p>	

### 3 基本的条件

#### (1) 管理者として果たすべき責務

市の公の施設として、本物件の管理運営を行うにあたり、次の事項について遵守してください。

- ①各施設の設置条例の設置目的等に基づき管理運営を行うこと。
- ②施設及び公園の利用に際しては、平等かつ公平な取扱いをすること。
- ③指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の趣旨に則り、管理業務に関して個人情報の保護のために必要な措置を講じること。
- ④指定管理者は、高槻市情報公開条例の趣旨に則り、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じること。
- ⑤法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- ⑥効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。また、国等の補助金や協賛金の獲得などによる財源確保にも努めること。
- ⑦地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- ⑧利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- ⑨地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

#### (2) 指定予定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日とします。(5年間)

市議会の議決後、市が指定した日に確定するものとします。

※高槻城公園芸術文化劇場北館は、高槻城公園北エリア整備工事に伴い、下記期間が休館となります。

- ・令和8年7月1日(水)～11月30日(月) 平日休館(土日祝は開館)
- ・令和8年12月1日(火)～令和9年3月31日(水) 全日程休館

※高槻城公園大手地区及び北エリア(1期エリア)は、令和8年4月1日から竣工(大手地区は令和8年12月下旬予定、北エリアは令和9年3月下旬予定)までは、施設の管理を行う必要はありません。また、令和9年3月の開園までは準備期間とします。

※高槻城公園北エリア(2期エリア)は、開園時期が未定のため、開園した場合は管理範囲に含みますが、現時点で管理業務及び指定管理料は見込んでいません。今後、市と指定管理者で協議した上で経費を算定し、指定管理料に計上します。

### (3) 指定管理者と市の責任分担について

指定期間中の指定管理者と市との責任分担（リスク分担）は、別紙1「リスク分担表」のとおりとし、高槻市議会における議決を経た後に締結する基本協定書に明記します。

#### 【リスク管理】

- ・指定管理者は、利用者の安全確保を最優先に、施設及び物品の破損や盗難等については、いかなる場合であっても応急措置等に努めてください。
- ・施設並びに付帯設備及び備品等について、常に善良な管理者の注意をもって管理を行ってください。
- ・施設の損傷や物品の破損等が、指定管理者の故意又は過失による場合は、指定管理者の負担で速やかに原状に回復、修理、代品確保等を行うか、損害の相当額を賠償することとします。市又は指定管理者以外の者が原因者であり、原因者を特定出来る場合は、指定管理者が、原因者に原状復旧を求めるものとします。原因者が判明しない場合や、判明したとしても費用負担を求めることが困難な場合は、施設の適正管理の観点から、指定管理者が原状復旧等の応急対応を行い、費用等は別途市と協議することとします。

### (4) 保険加入

指定管理者は、管理運營業務を開始する日までに、次の保険契約を締結し、指定期間中は保険を継続してください。

なお、火災保険については市で対応しますので、加入の必要はありません。

保険の名称	加入義務
一般賠償責任保険 ※施設賠償責任保険、管理瑕疵に係る保険等。	【必須】
文化芸術振興事業・自主事業にかかる保険	【必須】 事業内容に応じて加入してください。
盗難保険・その他	【任意】 任意に加入することは妨げません。

#### 【保険適用期間】

高槻城公園 大手地区	令和8年12月引渡～令和13年3月末日
高槻城公園 北エリア（1期）	令和9年3月引渡～令和13年3月末日
高槻城公園 北エリア（2期）	未定
上記以外	令和8年4月1日～令和13年3月末日

### (5) 提案内容等の遵守

指定管理者は、提案事項を遵守してください。ただし、事業計画書において提案されたものであっても、内容によっては実施できない又は内容の一部変更等を求める場合があります。（事業計画書に記載がなく、事業実施計画書に記載する場合は、別途、市と協議を行う必要があります。）

## 4 業務の範囲及び内容

### (1) 管理運営方針（施設の使命）

本業務の核となる芸術文化劇場は、「ひと・まち・未来が輝く 文化芸術の創造・発信拠点」を基本理念に掲げ、「文化芸術の鑑賞、創造、普及育成、交流を通して、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会を実現するとともに、にぎわいの創出と都市魅力の向上に寄与し、豊かな未来を創造していくことを目的に、文化芸術の創造・発信拠点」として設置することとしています。

劇場を中心に、高槻城公園の新エリアや、市内の拠点文化施設である生涯学習センター、クロスパル高槻と連携した取組を図ることとします。

詳細は、仕様書を参照してください。

### (2) 指定管理者が行う業務の概要

#### ①指定管理業務

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は仕様書のとおりとします。指定管理業務には指定管理料、利用料金収入、事業収入を充てることができます。また、指定管理業務として有料施設や園地等を使用する場合は、有料施設の使用許可及び行為許可の手続きは必要ありません。

分類	主な業務	
施設管理運営業務	有料施設の使用に係る業務	施設及び公園の案内や利用者サービス、施設の貸出及び料金の徴収、利用促進の広報、利用者の安全管理、苦情等の対応、利用禁止や制限など
	駐車場・駐輪場の利用・案内に係る業務	
	公園の運営に係る業務	
文化芸術・生涯学習・公園魅力向上事業	文化芸術振興事業	ホールでの公演や、文化芸術の裾野を広げる取組、高槻城公園の魅力向上に資する取組などの事業企画・実施、教育機関等と連携した生涯学習講座の企画・実施、それらに係る情報発信など
	生涯学習事業	
	公園魅力向上事業	
	広報業務	
	指定事業	文化団体等と連携した高槻市文化祭、高槻市美術展覧会の企画・実施など
施設維持管理業務	施設維持管理業務	施設及び公園の補修や修繕、清掃、警備、設備管理、各種設備の保守点検や法定点検、安全管理・衛生管理、植栽管理、光熱水費の支出
	公園及び外構維持管理業務	

		など
その他の業務	高槻城公園開園準備業務	高槻城公園北エリア、大手地区の維持管理業務の準備、事前受付、事前広報など

## ②自主事業

自主事業とは、指定管理者が自らの費用と責任により、物品販売、イベントなどを行うものであり、指定管理者は、指定管理業務に加え、自主事業を実施することができます。自主事業の実施にあたっては、各種許可手続き及び当該許可に基づく利用料金等の納付が必要となります。

また、自主事業を行うにあたっては、事前に市と協議の上、各施設に相応しい適切な内容とし、本来の設置目的、機能、品格を損なわないように注意してください。

なお、自主事業は、自己採算事業のため、指定管理料と切り分けた会計区分とし、申請時に管理業務及び自主事業それぞれ収支計画書を提出してください（各年度の収支報告書も同様）。ただし、自主事業が自動販売機のみの場合は提出不要です。

注) 自主事業で自動販売機を設置する場合、許可使用料とは別に、収益の10%を市に納付してください。

### (3) 開館時間及び休館日等

施設の開館時間及び休館日は、以下の通りです。

受付時間は、施設の利用形態や利用者の利便性を考慮し、指定管理者と協議して決定するものとします。

	施設名	各条例で定める事項		受付時間
		休館日（祝日の場合は翌平日）	開館時間	
高槻城跡地区	芸術文化劇場 北館、南館	毎週月曜、12月 29日～1月3日	9時～22時	9時～17時※4
	南館地下駐車場	無休	7時～23時	—
	北エリア駐車場	無休	24時間	—
	高槻城公園	無休 ※1	無休	—
生涯学習センター	生涯学習センター	毎週水曜、12月 29日～1月3日 ※2	9時～22時	9時～17時※5
	展示館けやき	毎週木曜日	10時～19時 (最終日は17時まで)	上記センター窓口で行う
クロスパル高槻		12月29日～1 月3日 ※3	9時～22時	9時～17時※6

- ※1 大手地区の建物の休館日等は、まちやカフェの運営事業者決定後に協議して決定します。
- ※2 市役所総合センター内の施設となるため、市役所庁舎を管理する市総務課が行う電気設備の精密点検などによる臨時休館日（土日など年数回）が発生します。
- ※3 実績として、施設点検により年6回程度の臨時休館日を設けています。臨時休館日は複合施設のため、各行政機関の営業日等と調整の上、市の承認を得て設定してください。
- ※4 芸術文化劇場南館は、大規模施設であることを鑑み、催事に応じて22時までの直接雇用の職員の常駐を想定しています。
- ※5 17時以降の受付業務等は、市庁舎警備業者等への再委託を想定しています。
- ※6 17時以降の受付業務等は、警備業者等への再委託を想定しています。

## (4) 指定管理者に係る権限

---

### ①有料施設の使用の許可等

指定管理者は、施設の使用許可、使用許可の制限、使用許可の取消等を行います。また、有料施設の使用料は利用料金制とし、別紙2「利用料金について」のとおり定めた額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて利用料金を定め、有料施設の利用者から徴収し、指定管理者の収入とします。

また、指定管理者は、主催・共催事業等において利用を予定している施設の先行予約ができますが、市が別途依頼する先行予約に配慮してください。

なお、指定管理者は、市長が定める基準に基づき利用料金の減額又は還付を行うことができます。

### ②高槻城公園における行為の許可等

指定管理者は、高槻城公園における行為許可、行為の制限、行為許可の取消等を行います。また、行為許可の使用料は利用料金制とし、別紙2「利用料金について」のとおり定めた額の範囲内において、あらかじめ市の承認を受けて利用料金を定め、行為許可の申請者から徴収し、指定管理業務の収入とします。

なお、指定管理者は、市長が定める基準に基づき利用料金の減額又は還付を行うことができます。

### ③公園内通行、駐車許可等

高槻城公園は、一部を除き原則として一般車両の通行を禁止しますが、指定管理者は、車両の通行・駐車の手続きを行うことができます。

### ④利用の禁止又は制限

管理上支障があると認めるときは、各条例の規定に基づき、施設等の利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができます。

また、損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合や、工事のためやむを得ないと認める場合、そのほか管理のため必要があると認める場合は、市と協議の上、指定管理者は区域を定めて利用を禁止し、または制限することができます。

### ⑤文化芸術振興事業等の入場料等

指定管理者は、文化芸術振興事業や生涯学習事業等の参加者から入場料等を徴収することができます。

なお、入場料等の額は実費相当程度もしくは市場価格等を参考に、利用者にとって大きな負担とならないよう配慮してください。

## ⑥開館時間及び休館日の変更

開館時間及び休館日は、「(3) 開館時間及び休館日等」のとおりとします。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間を延長・短縮し、又は臨時に開館・休館することができます。

## (5) 管理業務の処理体制

指定管理者は、本業務に従事させる職員（以下「職員」という。）を確保するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備してください。

職員配置は、下記①から③を参考に提案していただきますが、今後の人員体制については、市からの派遣職員を含めて、毎年度、市と協議することとします。

また、職員のうちから、下記を参考に統括責任者を配置してください。

職員の名簿を市に提出してください。職員に異動があった場合も、同様とします。

### ①配置基準（参考）

#### ア 責任者

##### A 総括責任者

管理業務や対外業務、指揮監督等の全体業務を統括する能力を備え、施設全体の経営や管理運営について総合的なマネジメントを行う総括責任者を1名配置してください。

##### B 副総括責任者

総括責任者の職務代理者として、別に副総括責任者を定め、全体の管理運営に支障をきたさないようにしてください。

A、Bともに正規雇用による常勤職員としてください。

#### イ 総務部門

##### A 総務責任者

経理・総務のほか、施設の維持管理や各種施設の管理を統括できる能力を備え、施設全体の総務業務を行う総務責任者を1名配置してください。なお、総務責任者は、業務に支障のない範囲において、総括責任者若しくは副総括責任者が兼任することができるものとします。

##### B 施設管理スタッフ

施設全体の施設管理に必要な人員を配置してください。

##### C 庶務・経理スタッフ

施設全体の庶務・経理に必要な人員を配置してください。

#### ウ 事業部門

##### A 事業責任者

劇場等での文化芸術事業の企画・実施の実務の経験を十分に有し、施設全体での事業の企画・実務を行う事業責任者を1名配置してください。

B 事業スタッフ

ホール全体の事業の企画制作・実施、普及育成事業の企画制作・実施、広報・情報発信業務、会員制度の運営等に必要な人員を配置してください。

エ 施設提供部門

A 施設提供責任者

施設（公園含む）の窓口部門の管理を統括できる能力を備えた責任者を1名配置してください。

B 施設提供スタッフ

施設（公園含む）の貸出受付管理、チケット販売、施設貸出受付の窓口業務に必要な人員を配置してください。

オ 舞台技術部門

A 舞台技術責任者

他の劇場等での舞台技術の経験及び知識を十分に有し、舞台関連設備を安全かつ効果的に運営する舞台技術責任者を1名配置してください。

B 舞台技術スタッフ

舞台関連設備を安全かつ効果的に運営し、利用者への適切な技術的助言ができるよう、必要な人員を配置してください。

A、Bともに再委託先の職員での配置も可とします。

**②各種有資格者の配置**

消防法及び電気事業法等関係法令に準拠し、防火管理者や電気主任技術者等の施設管理に必要となる有資格者を配置してください。内容に応じて再委託先の職員での配置も可とします。

### ③想定的人员配置

下表は参考です。指定管理業務を適正に行うために必要な人員を配置してください。

#### ア 高槻城跡地区

部門	職名	備考	想定人員
責任者	総括責任者		1名
	副総括責任者		1名
総務部門	総務責任者	※統括又は副統括責任者兼務	0名
	庶務・経理リーダー		1名
	庶務・経理担当		2名
	施設管理リーダー		1名
	施設管理担当		1名
事業部門	事業責任者		1名
	事業企画担当		8名
施設提供部門	施設提供責任者	※生涯学習センター、クロス <sup>ハ</sup> ル高槻を含めて統括する	1名
	施設提供スタッフ		12名
舞台技術部門	舞台技術責任者	※大ホール舞台機構兼務	1名
	舞台機構（大ホール）		2名
	舞台照明（大ホール）		2名
	舞台音響（大ホール）		2名
	舞台機構（中ホール）		2名
	舞台照明（中ホール）		1名
	舞台音響（中ホール）		1名
	舞台機構（小ホール）		1名
	舞台照明（小ホール）		1名
	舞台音響（小ホール）		1名
	舞台機構（大スタジオ）		1名
	舞台照明（大スタジオ）		1名
	舞台音響（大スタジオ）		1名
	合計		46名

## イ 生涯学習センター

部門	職名	備考	想定人員
事業部門 総務・	所長		1名
	総務・事業・施設提供担当		2名
	受付担当	窓口常駐2名を想定	4名
舞台技術	舞台機構		1名
	舞台音響		1名
	舞台照明		1名
合計			10名

## ウ クロスパル高槻

部門	職名	備考	想定人員
事業部門 総務・	所長		1名
	総務・事業・施設提供担当		2名
	受付担当	窓口常駐2名を想定	4名
合計			7名

## (6) 指定管理業務を行うにあたって遵守すべき事項

### ①関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、次の法令等を遵守するものとします。

- ア 地方自治法及び地方自治法施行令
- イ 文化芸術基本法
- ウ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- オ 高槻市立芸術文化劇場条例・同施行規則
- カ 高槻市立生涯学習センター条例・同施行規則
- キ 高槻市立総合市民交流センター条例・同施行規則
- ク 都市公園法
- ケ 高槻市都市公園条例・同規則
- コ 労働基準法その他の労働関係法令

- サ 高槻市暴力団排除条例、高槻市行政手続条例、高槻市情報公開条例
- シ 個人情報の保護に関する法令等
- シ その他関係法規、要綱、要領、通知等

## ②協定書及び市からの指示等の遵守

指定管理者は、市と指定管理者で協議して定めた基本協定書及び年度協定書等を遵守してください。また、本要件書及び市の指示等を遵守してください。

## ③事業計画書、事業報告書の提出

### ア 年度事業計画書

指定管理者は、各年度の管理運営業務の開始（4月1日）までの市が指定する期日まで（3月中旬頃）に、応募等に際し提出した事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、別に定める事項を内容として、年度単位で規定または決定すべき事項について記載した年度事業計画書を市に提出して承認を受けることとします。

### イ 年度事業報告書

指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、30日以内に管理業務に関して、別に定める事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとします。

## ④情報公開への対応等

指定管理者は、高槻市情報公開条例の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるように努めてください。

## ⑤個人情報保護の取扱い

指定管理者は個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり、管理業務に関して個人情報の保護のために必要な措置を講じてください。

## ⑥守秘義務

指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。指定期間が終了した後も同様とします。

## ⑦内部通報等

指定管理者は、指定管理者又は職員が、管理業務の履行に際し、市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を通報で

きることについて、職員に周知してください。

### ⑧研修及び人材育成

指定管理者は、職員（再委託先含む）に対して、管理業務の遂行に必要な研修を実施してください。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、職員の指導に努め、適時訓練を行うものとします。

### ⑨施設の改造

市の許可なく施設の改造をすることはできません。施設の改修、改築をする場合は、事前に市の承諾が必要です。

### ⑩公租公課の取扱

本施設を運営することに伴い、指定管理者は、法人等にかかる市民税、事業を行うものにかかる事業所税などの納税義務者になることがあります。

### ⑪危機管理体制

- ア 事故や災害が発生した場合は、平日、休日、夜間に関わらず、迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、対応できる体制を確立してください。
- イ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等という。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について、市と協議するものとします。
- ウ 管理業務の処理に関して生じた職員の災害については、指定管理者が責めを負い理由の如何を問わず、市は何ら責任を負いません。

### ⑫災害時の対応

指定管理者は、大規模震災等が発生した際には、各施設の役割に基づき、安全確保に努めてください。また、被災状況を確認し市に報告したうえで、市の災害対策本部と連携することとします。

平常時は従事者に対して防災に関する研修や訓練等を行うとともに、市の防災訓練等の要請に対応してください。

### ⑬その他留意事項

#### ア 備品管理

市は、施設及び公園にあらかじめ備え付ける備品（市が所有する備品に限る。）を、指定管理者に無償で使用させるものとします。指定管理者に貸与する備付けの備品・物品等は、別紙5施設調書のとおりとしますので、適正な管理を行って

ください。

このほか、指定管理者は、あらかじめ市と協議を行った上、任意に備品を調達・購入し、業務に供することができるものとします。指定管理者が任意調達した備品の指定管理終了時の取扱いについては、指定期間終了時に、指定管理者が自己の費用及び責任により撤去することとします。ただし、市が承認した場合は、この限りではありません。

#### イ 第三者委託

指定管理者が行う管理業務の全部又は文化芸術振興事業や生涯学習事業など主要な部分の処理を第三者に請け負わせ、又は委託することはできません。

ただし、清掃、警備、設備管理、舞台管理、各種機器管理等別紙4に示す定例・定型的な業務については、この限りではありません。

#### ウ 高槻城公園の段階的整備

高槻城公園は、令和8年度の北エリア（1期）及び大手地区の開園、令和9年度以降に整備を進める北エリア（2期）の開園を予定しています。2期開園エリアに係る指定管理料は本業務には含まれませんが、整備の状況によっては、指定管理区域や管理運営内容に変更が生じる場合があるため、その際は市と協議の上、指定管理料を見直す場合があります。

#### エ 高槻城公園芸術文化劇場ロゴの活用

市では、施設の認知度向上及び定着のために、同劇場のロゴを定めています。指定管理者は、ホームページや、施設案内、イベントの広告物等にロゴを使用した広報を行ってください。また、事業の主催者や施設利用者等にロゴの使用をPRしてください。

#### オ ネーミングライツ

市では、「高槻城公園芸術文化劇場」にネーミングライツを導入しています。施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとします。指定管理者は、事業の主催者や施設利用者等に愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等に徹底することとします。

愛称表示に伴う看板等の表示変更についてのネーミングライツパートナーとの費用負担は、下表のとおりです。また、期間満了等により契約が終了した後の原状回復についても同様とし、ネーミングライツパートナーの該当部分については、ネーミングライツ料とは別に負担するものとします。

区分	実施主体	費用負担
施設の名称看板及び案内図等の書換え	ネーミングライツパートナー	ネーミングライツパートナー
施設パンフレット等の指定管理	指定管理者	市

者が発行する印刷物の記載変更、ホームページの変更		
広報誌や市ホームページの表示変更	市	市

※ネーミングライツ料は市に納付されます。

カ 電気代縮減の取組

電力契約について、入札制度の導入や小売電気事業者への見積りなど電気料金の軽減に努めてください。

## 5 管理運営経費

### ①会計年度

施設の管理に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

### ②管理運営費の扱い

指定管理業務の実施にかかる管理運営費には、指定管理料、各種利用料金収入、文化芸術振興事業等の入場料等（事業収入）を充てることができます。これら収入をもとに、実現可能性のある事業計画、収支計画を提案してください。

<収入詳細>

項目	詳細
指定管理料	指定管理者の提案に基づき、毎年度市と協議の上決定
利用料金収入※	施設及び附属設備の利用料金、駐車場の利用料金、公園の行為使用許可に伴う利用料金等
事業収入	チケット料金、講座受講料、参加料、会員制度に係る収入等

※指定管理者の料金収入・還付の範囲は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの施設利用分です。従って、令和7年度以前に現在の指定管理者が受け付けた令和8年度以降に係る利用分の利用料金は、指定管理者の収入になります。指定期間前において利用料金を現金で前納した金額が確定次第、利用料金相当分を現指定管理者から引き継ぐものとします。  
なお、指定期間中に受け付けた令和13年度以降の利用分の利用料金は指定管理者の収入にはなりません。

### ③指定管理料に含まれる経費

指定管理料には、原則として次の管理業務に必要な一切の経費が含まれます。

項目	内訳
人件費	人件費
物件費	消耗品費、広告宣伝費、委託費、賃借料、謝礼、保守管理費、修繕費、光熱水費、各種事業費等

#### ④収支計画の提案（指定管理料の提案）

施設の管理に係る管理経費の市としての積算額は、次表のとおりです。

なお、指定期間中に、新規施設の整備が含まれるため、年度ごとに指定管理料が変動します。また、新規施設の開館等に伴い、予測が困難な費目があることから、精算項目を設定しています。

収支計画の提案にあたっては、市積算額を参考としながら、次に示す「個別精算項目」については市積算額と同額を計上するとともに、市から指定管理者に支払うこととなる指定管理料については、市が積算した指定管理料の参考価格を上限として提案してください。

<参考価格>

(単位：千円)

年度	管理運営費 (支出) ※1	収入			
		施設利用 料金	駐車場 利用料金	事業収入	指定管理料 (参考価格)
令和 8年度	971,609 ※2	163,000 ※3	29,300	28,078	751,231
令和 9年度	1,023,509	187,000	40,000	28,078	768,431
令和 10年度	1,024,741	187,000	40,000	28,078	769,663
令和 11年度	1,026,671	187,000	40,000	28,228	771,443
令和 12年度	1,030,915	187,000	40,000	28,078	775,837

※1 管理運営費（支出）には高槻城公園北エリアの2期開園エリアの管理に係る経費は含んでおりません。今後、市と指定管理者で業務の詳細を協議した上で経費を算定し、指定管理料に計上します。

※2 高槻城公園芸術文化劇場北館が、高槻城公園北エリア整備工事に伴い、下記期間が休館となることに伴い、利用料金収入及び維持管理費の減額を見込んでいます。

・令和8年7月1日（水）～11月30日（月） 平日休館（土日祝は開館）

・令和8年12月1日（火）～令和9年3月31日（水） 全日程休館

※3 令和8年度に芸術文化劇場北館のキュービクルを改修し、高槻城公園北エリア（民間店舗含む）へ給電するため、北エリアの開園前において北館の契約電力が変更となる可能性があります。なお、市工事受注者及び飲食店舗が使用した電気料金は、指定管理者からメーターを元にそれぞれ請求することとします。

### ⑤個別精算項目

高槻城跡地区では、指定期間中に工事や新規施設の開館が予定されており、予算額の推計が困難であることから一部費目について、一定期間は精算項目とします。また、その他の以下の経費についても、精算項目とします。

本指定期間における以下の経費については、市積算額と同額を提案してください（人件費は要提案）。措置期間以降については、市と指定管理者が協議して年度協定で定める指定管理料でまかなうこととし、精算は行いません。

#### ア 収入（高槻城跡地区）

対象経費等	措置期間	措置内容	市積算額等
芸術文化劇場北館 利用料金	令和8年度	<u>市積算額</u> と実績の差額を精算する。	令和8年度： 15,000千円
北エリア駐車場利 用料金	令和8年度～ 令和9年度	<u>市積算額</u> と実績の差額を精算する。	令和8年度： 0千円 令和9年度： 7,000千円

#### イ 支出（全施設）

対象経費等	措置期間	措置内容	市積算額等
人件費	令和8年度～ 令和12年度	<u>指定管理者提案額</u> と実績の差額を精算する。	—
修繕費	令和8年度～ 令和12年度	<u>市積算額</u> と実績の差額を精算する。 ただし、市積算額を超えた場合は指定管理者の負担とする。	令和8年度～9年度： 14,500千円／年 令和10年度～12年度： 15,500千円／年

#### ウ 支出（高槻城跡地区）

対象経費等	措置期間	措置内容	市積算額等
芸術文化劇場北館 及び北エリア電気 料金	令和8年度～ 令和9年度	<u>市積算額</u> と実績の差額を精算する。	令和8年度：24,000千円 令和9年度：29,000千円

#### エ 支出（生涯学習センター）

対象経費等	措置期間	措置内容	市積算額等

桃園駐車場利用者 割引券	令和8年度～ 令和12年度	<u>市積算額</u> と実績の差 額を精算する。	900千円/年
-----------------	------------------	------------------------------	---------

オ 支出（クロスパル高槻）

対象経費等	措置期間	措置内容	市積算額等
南立体駐車場 施設利用者割引券	令和8年度～ 令和12年度	<u>市積算額</u> と実績の差 額を精算する。	8,000千円/年
紺屋町駐輪場 施設利用者割引券			

**⑥留意事項**

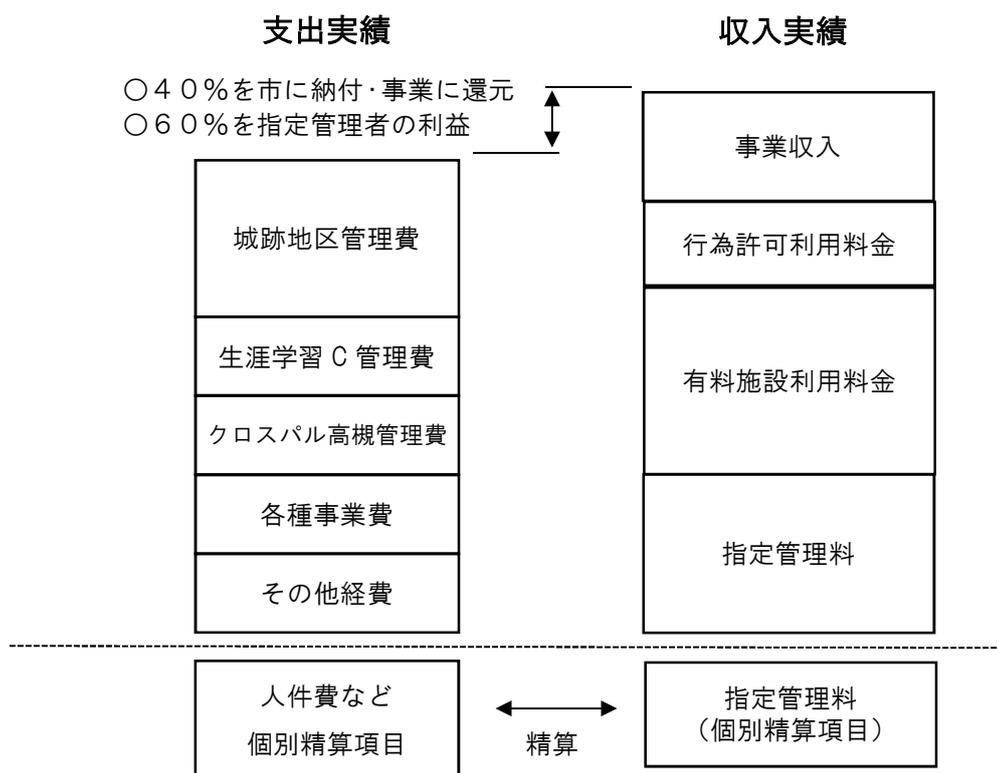
指定管理料については以下の点にご留意ください。

- 指定管理料の額及び支払の方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めるものとします。
- 本施設は、整備状況によって管理区域や業務内容が変更される可能性があります。管理運営に著しく変更が生じる場合には、指定管理料の変更について予算額の範囲内で指定管理者と協議の上、決定します。
- 各種利用料金収入について、各種条例改正により利用料金の上限額が高く設定された場合、また、利用料金の減額に関する規定の見直しにより収入増が見込まれる場合、本市が支払う指定管理料から収入増加相当額を減額することがあります。
- 別紙1「リスク分担表」に記載のとおり、事業運営に影響を及ぼす著しい物価・金利の変動があった場合は、協議を行うものとします。

**⑦超過収益の精算**

毎年度において、本施設の管理運営を行った結果生じた超過収益（収入実績と支出実績の差額）の取扱については、当該収益のうち物件費に関しては、40%を施設の管理運営費に還元（市に納付又は市と協議の上、文化芸術振興事業等に還元）し、残る60%は指定管理者の利益とします。

ただし、人件費など個別精算項目については、全額市に納付してください。



※超過収益の発生ケース

- ・ 計画時より各種利用料金収入が上回った場合
- ・ 計画時より管理運営費（支出）が縮減できた場合 等

**⑧経理事務**

指定管理者は、管理業務の処理に関して、別に会計を設け、経理を明確にしてください。また、指定管理者は、経営状況を明らかにする書類を作成し、市の求めに応じ、これを提示してください。

## 6 応募手続きに関する事項

### (1) スケジュール

#### ①スケジュール

応募書類の受付	令和7年8月 日( )～令和7年10月 日( ) 午後5時まで
指定管理候補者の選定結果通知	令和7年11月下旬(予定)
市議会による指定管理者の議決	令和7年12月(予定)

#### ②応募書類の受付

応募にあたっての書類の提出は、持参によりお願いします。郵送・ファクシミリ・電子メールによる提出はできません。

- ・提出期間：令和7年8月 日( )～10月 日( )午後5時までの期間において、提出日を事前に指定してください。  
なお、提出期間を過ぎて提出することはできません。

#### ③提出窓口

高槻市 市民生活環境部 文化スポーツ振興課  
高槻市役所 本館 6階

### (2) 応募にあたっての申請書類・提出部数等

高槻市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第3条に定める書類に加え、以下の書類を提出するものとします。

なお、各書類については、正本1部、各写し2部を同時に提出してください。

#### ①申請書類（正本1部、写し2部）

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号の1）
- イ 定款又は寄附行為の写し（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）
- ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- エ 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書
- オ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- カ 法人等の前事業年度及びその直前の2事業年度の収支計算書及び貸借対照表の

うち作成しているもの

キ 法人等の現事業年度の収支予算書及び事業計画書

ク 法人等の事業報告書（作成している場合に限る。）

ケ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類

※役員名簿には、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の氏名を記載してください。

コ 就業規則の写し（労働基準監督署の收受印のあるもの）

サ 労働保険料納入証明

シ 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書

## ②提案書類（正本1部、副本20部（正本の複写可）、CD-R1部）

ア 事業計画書（様式第2号）

- ・事業計画書（様式第2号）の具体的な内容は、「事業計画書作成のポイント」を参照して作成してください。（様式自由。ただし、A4サイズを基本とし、A3資料はA4折にすること。）
- ・提案内容の実施にあたっては、市と事前に協議を行っていただきます。提案されたものであっても、内容によっては実施できない又は内容の一部変更等を求める場合があります。（提案内容の実施を確約するものではなく、必要に応じて修正が必要となる場合があります。）

イ 収支計画書（様式第3号）

積算内訳書を含む

## （3）応募にあたっての留意事項

---

### ①応募にあたっての留意事項

- ・応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。
- ・応募書類及び追加資料は、返却しません。
- ・応募書類及び追加資料は、高槻市情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- ・応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とします。

### ②指定管理業務に関する提案

施設運営の効率化、コスト縮減、市民サービスの向上、文化芸術振興などにつながるものとして、管理運営仕様書の内容やその他条件、整備内容等の変更案があれば提案してください。指定管理者の指定後、サービス・管理の水準が低下しないことを前提として、協議の上、市における変更手続を経て、当該提案内容に変更することができ

ることとします。

なお、提案内容が加点対象とならないことがありますので、ご了承ください。また、当該内容変更を前提とした提案が行われた場合であっても、市としては、この実施を保証するものではありません。(内容変更を前提として管理運営費の縮減を提案し、提案内容が実現できなかった場合でも、市から経費の補填は行いません。)

#### **(4) 選定方法・評価基準**

---

高槻市指定管理者選定委員会において、次に定める評価基準により審査を行い、その審査結果を反映した意見により選定します。

##### **<評価基準>**

価格評価点とサービス水準等評価点を合算した総合評価点を算定して行います。それぞれの割合は、価格評価30%、サービス水準等評価70%を基準とします。価格評価点は、市の指定管理料参考価格に対する応募者の提案額の割合を点数化し、サービス水準等評価点は、下記の評価項目について点数化します。

【評価項目】

評価基準	評価項目	配点
市民の平等な利用の確保に関する こと。	①団体の理念、姿勢及び社会的責任 ②施設の利用者への対応	10
施設の効用の最大限の発揮及 び管理経費の縮減に関するこ と。	①類似施設の運営実績 ②効率的運営及び効率化への取組 ③指定への意欲及び熱意	15
施設の管理を安定して行う物 的能力及び人的能力に関する こと。	①団体の安定性及び継続性 ②団体運営の公正性及び透明性 ③団体運営における法令の遵守 ④情報セキュリティ対策への取組 ⑤施設管理の安全性への配慮 ⑥職員の研修 ⑦その他管理に際して必要な事項 (人権・環境への配慮、就労困難者への取組、 地域経済への寄与等)	35
施設の設置の目的の寄与に関 すること。	①文化芸術振興事業 ②生涯学習事業 ③高槻城公園魅力向上事業 ④施設提供事業 ⑤市指定事業	35
利用促進及び利用者満足度の 向上に関すること。	①利用促進及び利用者満足度のための方策	5
合	計	100

(5) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和7年12月に開催される高槻市議会で議決を受けた後、市長が行います。

(6) 基本協定の締結

指定管理者は、市からの決定通知後速やかに市と協議を行い、管理運営の基本的事項を定めた基本協定を締結します。

※基本協定締結後に年度協定を締結します。

## **(7) 評価の実施**

---

指定管理者が実施する管理業務について事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、庁内で評価を行い、外部有識者を交えた選定委員会へ報告します。

このほか、文化芸術振興事業及び生涯学習事業、市指定事業等について、専門的な観点から外部有識者の意見を聴取するため、高槻市文化振興審議会からの意見聴取を行います。

これらの評価及び意見は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、必要に応じて是正措置をとっていただきます。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

## **(8) その他**

---

指定期間中、事業実施計画に記載された業務を履行しない場合や、市が求める管理レベル（この要件書、仕様書など）に達していない業務がある場合、その他指定管理者としての責務を誠実に履行しない場合には、市がその履行を指示することがあります。これら管理運営業務等に関する市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

このとき、市は指定管理者に対して賠償等を行いません。また、市に損害が生じたときは指定管理者に賠償していただきます。

## **(9) 問合せ先**

---

高槻市 市民生活環境部 文化スポーツ振興課

担当：多田、藤巻

〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

電話：072-674-7649